

【書式】扶養義務等にかかる金銭債務の間接強制申立ての申述書（債権者提出用）

令和 年（ヲ）第 号間接強制申立事件

申 述 書 （債権者用）

令和 年 月 日

債権者

印

間接強制の申立てに関し、債権者（私）の言い分は、次のとおりです。

1 全体に関する言い分

(1) 債務者（相手方）のこれまでの支払状況

- まったく支払われたことがない。
- 特に催促したことはない。
- 催促したが支払われなかった。
- 一部支払われた。
 - 支払われた部分は、 任意で支払われた。
 - 私が催促して支払われた。
- 未払分について 特に催促したことはない。
- 催促したが支払われなかった。

(2) 債務者は、未払分について

- 支払うことができるかどうか不明。
- 全額を支払うことは可能だと思う。
- 全額を支払うことは難しいかもしれないが、一部を支払うことは可能だと思う。
- 一部であっても支払うことは難しいかもしれない。

(3) 債務者の財産、収入、支出の状況は、公正証書を作成した時点と比較して

- 大幅な変化があるかどうか不明。
- 大幅な変化はないと思う。
- 大幅な変化があると思う。
 - 財産が（ 増加、 減少）した。
 - 収入が（ 増加、 減少）した。
 - 支出が（ 増加、 減少）した。

5 債務者に対する強制執行の状況について

私は、現在、未払分について給料その他の財産に対する強制執行の途中で
ある。

差押えの事件の事件番号

地方裁判所 支部

令和 年 () 第 号 事件

この手続の進行状況は現在、次のとおり。

()

私は、債務者に対し、今後、未払分について直接、給料その他の財産に対する強
制執行を申し立てる予定はない。

理由は、 債務者に差し押さえるべき財産がない。

債務者に差し押さえるべき不動産はあるが、担保権がついているなど
の事情から差押えをしても回収の見込みがない。

差押えの手続をとったが、回収できなかった。

地方裁判所 支部

令和 年 () 第 号 事件

その他 ()

私は、債務者に対して、現在のところ、未払分について給料その他の財産に対す
る強制執行を申し立てていないが、間接強制をしても支払ってもらえなかった場合
は、直接の強制執行を申し立てるつもりがある。